

EPA

経済連携協定

Economic Partnership Agreement

活用で得すること!!

- 輸出する際、取引相手から特定原産地証明書の取得を依頼された…
- 商品が「EPA税率を適用」できたら、新規顧客開拓できるかも…

Q.経済連携協定(EPA)って?

A.輸出入にかかる国際協定で、関税や様々な規制を取り払って、締結国との物流をはじめ多くの分野で協力関係を結ぶ条約です。低税率のEPA税率を適用することができます。

EPA税率を適用できるか確認してみましょう。

Step 1

EPAが発効している国と地域を確認

メキシコ・マレーシア・チリ・タイ・インドネシア
ブルネイ・ASEAN・フィリピン・スイス・ベトナム
インド・ペルー・オーストラリア

Step 3

相手国の関税率を確認

品目コードから相手国関税率を調べ、
EPA税率が最も低いか確認する。
※JETRO(<http://www.jetro.go.jp/>)の
「世界各国の関税率」が便利です。

Step 2

商品の品目コード(HSコード)の確認

輸出統計品目表で品目コードを特定する。
※税関のHP(<http://www.customs.go.jp/>)
でも確認できます。

Step 4

原産地規則を確認

経済産業省のHPで確認する。
([http://www.meti.go.jp/
policy/trade_policy/epa/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/))

日本商工会議所蒲郡事務所(蒲郡商工会議所内)でEPA税率を適用できる
特定原産地証明書を発給できます。是非、ご相談を!!

特定原産地証明書の入手については裏面をご参照ください。

特定原産地証明書の交付までの流れ

日本商工会議所

企業登録 1企業1登録/有効期限2年/手数料無料/登録までの期間7営業日以内

①企業登録申請書、履歴事項全部証明書等を提出

②特定原産地証明書発給に必要な資料の送付(郵送)
企業登録番号・発給システムURL・ログインID/パスワード

※申請書 HP(<http://www.jcci.or.jp/>)で作成
 ※郵送先 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-5-1 丸の内二丁目ビル4階
 日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
 ※電話 03-3283-7850(月～金 9:30～17:00)

輸出者・生産者

判定事務所

原産品判定依頼 有効期限は無期限/手数料無料/判定期間3営業日以内

③原産品判定依頼書の提出(発給システムより入力)

判定審査

必要に応じて、
 ・申請に係る物品の確認、関係者への照会
 ・証明資料提出者等の同意を得て、
 実地に設備や書類その他の物件の調査等

④原産品であると認められると、原産品判定番号の付与

※名古屋事務所(名古屋商工会議所内) 電話 052-223-5720
 ※その他の判定事務所(東京・横浜・浜松・京都・大阪・福岡)

※輸出者は「生産者から判定に必要な情報を入力している場合」のみ判定依頼可能
 ※生産者が判定依頼をした場合「証明資料提出同意通知書」の提出が必要

輸出者・生産者

— ここから 日本商工会議所蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内) がお手伝い!! —

特定原産地証明書の発給申請

手数料は基本料(¥2,000)+産品従量制 [¥500 or ¥50(使用回数が21回目以降)]
 発給期間は2営業日以内

⑤発給申請書の提出(発給システムより入力)

発給審査

必要に応じて、
 ・申請に係る書類の確認、関係者への照会

⑥承認 ※メール配信希望を選択されている場合「交付準備完了」が通知されます。

⑦特定原産地証明書の交付(引換書or受領書を発給システムから印刷しご持参ください)
 ※手数料の納付は、窓口での「現金」、「振込」、「後納」(一定要件を満たす場合)を選択可能

※日蒙協定では生産者も可
 輸出者

発給事務所

お問合せ先一覧

特定原産地証明書の
発給申請について

日本商工会議所蒲郡事務所(蒲郡商工会議所内) 特定原産地証明 担当者
 tel/ **0533-68-7171** fax/ **0533-68-0339**

他、各種お問合せ一覧

E P A 全般 … 経済産業省 tel/ **03-3501-1700** 日本貿易振興機構 tel/ **03-3582-5651**
 特定原産地証明書 … 日本商工会議所 tel/ **03-3283-7850**